

## 裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○  
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和4年1月11日に提起した情報存否不応答処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

令和3年12月28日付3熊保育第2286号及び3熊保育第2288号により行った、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、第2286号については情報不存在とし、第2288号については別紙に掲げる情報について公開決定する。

### 第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、令和3年12月20日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

#### 第2286号

・町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が応募を辞退した応募事業者から収集した書類のうち、児童の病名や障害に関する個人情報が記載された書類。

#### 第2288号

・町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が応募事業者から収集した書類のうち、児童の病名や障害に関する個人情報が記載された書類。なお、XXXXXXXXXXと応募を辞退した事業者から収集したものを除く。

- 2 実施機関は、本件公開請求に対し、条例第9条及び第11条の規定に基づき、本件処分を行い、令和3年12月28日付3熊保育第2286号及び令和3年12月28日付3

熊保育第2288号で審査請求人に通知した。

- 3 審査請求人は、令和4年1月11日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

審査請求人は、次の理由から本件処分は不当であり、その取消し及び公開決定等を改めて求めるというものである。

- (1) 公開を請求した情報は、個人情報保護条例第7条第4項に規定される個人情報であり、町立保育所民営化移管先事業者選定事務（以下「選定事務」という。）における当該個人情報について、実施機関は個人情報取扱事務の目的を達成するために必要かつ不可欠と認めて収集し、応募事業者は応募書類として必要と判断し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づいて実施機関に当該個人情報を提出しているものと考えられる。両者とも法令に基づき適切に取り扱っている当該個人情報について、その存否を明らかにできないというのは不当である。
- (2) 令和2年10月19日付けで変更された選定事務に係る個人情報取扱事務登録簿において、「思想、進行、信条等」の欄に「病歴・健康状態、障害」の項目にチェックがなされており、個人情報保護規則第4条の規定により届け出られた「本人以外からの個人情報収集届出書」にも「園児等の氏名等」の記載がある。
- (3) ■■■■■が発言した「熊取町は選定事務において、病気を持つ児童や障がいを持つ児童の個人情報を収集している」という音声を実施機関と審査請求人の双方の同意の元で双方が録音している。
- (4) 公開を請求した情報について、応募事業者は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適切に実施機関に提出している個人情報であり、かつ応募事業者名は選定された■■■■■以外は公表されていないため、その存在を明らかにしても利益は害されないと考える。また、当該個人情報の本人に対し第三者に提供するにあたっての同意を得ているはずであるため、当該個人情報の存否を明らかにすることで特定の個人が識別される可能性もなく、本人の利益についても害されないと考える。
- (5) ■■■■■は「選定事務で応募事業者から児童の病歴や障がい及び虐待に関する個人情報を収集している」とすでに認めている。それは、個人情報取扱事務登録簿でも読み

取れることである。また、これらの個人情報移管先事業者を選定する上で必要不可欠と町は認めている。つまり応募事業者の在園児に病気や障がいをもつ児童がいることを町が公にしていると同義である。よってすでに公にしている内容についてその存在自体を回答すべきではないとする町の論理は矛盾している。

(6) また、「情報の存否を肯定すると、そのような児童が応募事業者等に在園することを肯定・公表することになり、本人の平穏かつ安心した保育を享受する利益を損なう恐れがある」と町は主張しているが、応募事業者名は公表されていない。かつ、応募資格は泉州地域で保育所等を運営する法人のため、町は泉州地域におけるこのような児童は泉州地域に在住している事実自体を一般に知られたくない事実であると主張していると同義である。

(7) 熊取町が公開している資料では、町内の配慮が必要な児童数、障がい加配児童の実数、子ども相談ネットワーク会議での虐待養護に関して実務者会議を実施している回数が公表されている。これは町で障がいをもつ児童や虐待を受けた児童がいると認めていることと同義である。しかし町の理由説明書の主張に基づけば、当該児童は熊取町に在住していること事実自体が一般に知られたくない事実であるため、これらの情報は公開してはいけない情報となる。つまり、公表してはいけない情報を公表してきたと町自身が認める行為となる。よって存否不応答の決定は同条の規定を適用させることはできない。

(補充意見書より)

(8) 虐待や配慮を要する児童に対しての考え方や取組みは、保育園等を運営する上で社会的に求められているものであり、あるか否かの存在自体を明かすことができないと主張する熊取町の考えは論理として成り立たない。その考え方や取組の存在自体を明かすことで害されるおそれがある事業活動上の正当な利益や競争上の地位とは何を想定しているのか、明らかにすべきである。当該ノウハウの存在自体のみを明らかにすることで、どうしてノウハウの内容が他社に取得されることにつながるのかについて熊取町は論理的な説明をすべきである。

(9) 熊取町はすでに応募事業者の事業計画書や虐待対応マニュアル、配慮の要する児童への考え方を情報公開している。よって、存在自体を明かすことができないとする熊取町の主張は整合性が取れない。

(10) 条例第9条の規定による存否不応答決定を行うことができる場合は「存在自体を明らかにするだけで条例第6条及び第7条の規定により保護される利益が、非公開の情報を公開した場合と同様に害される場合」のみである。

(11) この案件では、「虐待や障がいをもつ児童の個人情報が記載された書類」の公開を求めているが、これについては、町立西保育所民営化移管先事業者選定事務において虐待や障がいをもつ児童の個人情報を収集していることを町はすでに認めている。つまり、当該個人情報が記載された書類は存在することを認めていることと同義である。

(12) 熊取町は選定事務において虐待を受けた児童や障がいをもつ児童の個人情報を収集しており、当該個人情報は必要不可欠であったと主張しており、私の認識では、■■■■■■■■■■は■■■■■■■■■■に在籍している虐待を受けた児童の氏名は匿名加工（黒塗り）にしているが、その名や年齢、兄弟の名やその兄弟が通う保育所名、現在の家族状況や父親が通う診療所名等の個人情報は匿名加工せずに提出している。熊取町が収集した虐待や障がいに関する個人情報はこういったものであったのか明らかにしたうえで、その個人情報がなければ選定事務の目的を達成できなかった理由を具体的に主張すべきである。

(13) 令和4年3月24日付3熊保育第3116号の情報公開決定通知書で、熊取町は応募事業者が運営する保育所等に病気、障がい又は虐待を受けた児童が在籍していることを自ら公開している。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件処分は妥当であるとの裁決を求めている。

(1) 民営化移管先の選定においては、児童の病気への対応や障がい等の配慮を要する児童への対応は、重視すべき観点の1つであり、保護者が民営化後も安心して子どもを保育所に預けていただくためには重要な事項である。よって、より適切な移管先の選定という目的達成のためには、第2286号等で請求の情報（町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が応募を辞退した応募事業者から収集した書類のうち、児童の病名や障がいに関する個人情報が記載された書類」及び「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が応募事業者から収集した書類のうち、児童の病名や障がいに関する個人情報が記載された書類。なお、■■■■■■■■■■と応募を辞退した事業者から収集したものを除く）」は必要不可欠である。

(2) 当該情報は、児童の病名や障がいといった、極めて繊細な個人情報であり、一般には存在自体も知られたいくないものであることから、その取扱いは慎重かつ厳格に行うべきものである。

(3) 請求にいう個人情報は、児童の病名や障がいに関する個人情報であり、個人にとってそれらの情報は、存在の有無自体が一般に他人には知られたいくない情報である。

(4) 情報の性質を勘案すると、適切に収集しているからといって存否を明らかにできるものではなく、それぞれ別の観点で判断すべきであり、当該情報の内容はもとより、存否自体の公開についても、消極的に取り扱うべきものを考える。

(5) 仮に部分公開又は非公開とすれば、応募事業者等の在園児の病歴を公表することになり、また、応募事業者等の在園児に障がいのある児童がいることを肯定し公表することになり、前述のとおり個人が一般に知られたいくない事実を公にしまうため、その存在自体を回答すべきではないとした。

(6) 児童本人の利益についても、第4の2の(2)に記載のとおり、一般には存在自体も知られたくない情報であるため、存否を公開すると、そのような児童が応募事業者に在園することを肯定・公表することになり、本人の平穏かつ安心した保育を享受する利益を損なう恐れがある。

(補充理由説明書より)

(7) 民営化移管先事業者の選定においては、審査の視点として、障がいがある等により配慮を要する子どもの保育について十分理解があり適切か、を掲げ、事業計画書では、障がいがある等により配慮を要する児童への考え方や取り組みを問うていた。

(8) 前述の考え方や取り組みについては、各事業者のノウハウ、企業秘密であり、存在自体を明かすことで、当該ノウハウの取得が危惧されるなど、各事業者の事業活動上の正当な利益や競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第6条により保護されるべき利益が同条に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなることから、存否不応答としたものである。

### 第3 理由

#### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。

また、条例第9条において、公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第6条及び第7条に該当する情報を公開することとなる場合には、当該公開請求を拒否することができる旨規定している。もちろん、これらの規定の趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分に尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

#### 2 争点について

本件審査請求について、条例第9条の規定により、当該公開の請求に係る情報が存在し

ているか、又は存在していないかを答えるだけで、条例第6条及び第7条の規定により保護される利益が同条に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなるかが争点である。

### 3 本件処分の妥当性について

実施機関は、応募事業者のうち、                    以外の事業者の名は公表していないことから、本件公開請求の対象となる応募事業者名は公にされていない。本件公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、これらの事業者の利益や児童本人の利益が害されることは想定し難いため、本件処分を取り消し、改めて公開決定等を行うべきである。

### 4 判断

審査会の答申と同様、実施機関は、応募事業者のうち、                    以外の事業者の名は公表していないことから、本件公開請求の対象となる応募事業者名は公にされていない。本件公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、これらの事業者の利益や児童本人の利益が害されることは想定し難いと判断する。

しかしながら、第2286号については、応募辞退事業者の応募書類が存在しないことから、公開の請求に係る情報は不存在というべきであり、また、第2288号については、請求に係る情報を別紙のとおり特定し、個人的情報を除いた部分について公開というべきである。

## 第4 結論

以上の理由により、主文のとおり裁決する。

令和5年6月14日

審査庁 熊取町長 藤原 敏司

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。